

3 令和5年度天草市一般会計補正予算(第10号)
史跡棚底城跡ガイダンス施設と倉岳支所を併設した施設を整備

史跡棚底城跡ガイダンス施設・倉岳支所建設事業 1億7,603万円

史跡棚底城跡整備活用基本計画に基づき、建設を計画しているガイダンス施設と、築50年を経過し老朽化した倉岳支所を併設した施設の建設に向け、補正を行う。



▲国指定史跡 棚底城跡

- 今後のスケジュール
- 令和6年度 造成工事
- 令和7年度 施設建設工事
- 令和8年度 供用開始予定

問 本来は当初予算で計上すべき事業と考えるが、補正予算で計上する理由は。

答 地元振興会からマルシェ等の開催が可能な広い駐車場を有するガイダンス施設の早期建設の要望があった。また、倉岳支所の移転併設に伴う有利な財源活用のため、スピード感を持った施策の展開を行い、倉岳地域と本市全体の振興が図られるよう、早期に取り組みたい。

4 令和5年度天草市一般会計補正予算(第10号)
西の久保公園の遊具を更新

公園施設長寿命化対策支援事業 3,700万円

都市公園における利用者の安全性・利便性の向上のため、施設の改築・更新を実施し長寿命化を図る。また、国の交付金の追加内示が見込まれるため、補正を行う。

問 遊具更新工事によって遊具を使えなくなる期間は。また、今回の更新内容は。

答 西の久保公園の改修工期は、6か月間程度で4か月程度遊具を利用できない期間があるが、できるだけ工期を短縮できるよう受注者と協議していく。遊具は、既存の遊具と同程度のものへの更新を予定している。



5 令和5年度天草市一般会計補正予算(第11号)
LPガス使用世帯や住民税非課税世帯等を支援

LPガス使用世帯価格高騰支援事業
1億3,367万8千円

国の新たな経済対策に伴い、国直轄支援が行われていないエネルギー分野のLPガスを使用している世帯に対して追加支援を行う。

【給付額】 1世帯当たり4千円

【対象世帯数】 2万5,426世帯

物価高騰生活支援給付金給付事業
9億8,351万円

物価高の影響を受けている住民税非課税世帯等に対し、物価高騰生活支援給付金を給付する。

【給付額】 1世帯当たり7万円

【対象世帯数】 1万3,800世帯(見込み)

補正予算審査

【一般会計】
45億7,903万1千円を追加し
総額611億988万7千円に



令和5年第5回定例会には、予算関連議案として、一般会計3件(うち専決処分1件含む)、特別・企業会計9件の補正予算が提出され、すべて原案どおり承認、可決しました。

ここでは、一般会計補正予算の主な内容や予算決算委員会での質疑の内容を紹介します。

1 令和5年度天草市一般会計補正予算(第10号)
移住者へ交付する定住促進奨励金及び移住支援金を増額

移住・定住促進対策事業

811万9千円

定住促進奨励金及び移住支援金について、当初の想定を上回る申請があっており、予算不足が見込まれるため、補正を行う。

問 今後も人口減少が見込まれる中、移住・定住施策は、市の重要施策として取り組むべきものである。子育て世帯が移住する場合に、定住奨励金を上乗せするような拡充策を考えるべきではないか。

答 本市は子育て世帯の移住を推進しており、子育て施策の充実が効果的と思われる。移住・定住施策として取り組んでいる「定住奨励金」などについて、子育て世帯への上乗せなど、制度を拡充することも効果的だと考えられるため、検討していきたい。

●定住促進奨励金

2人以上の世帯20万円
単身世帯10万円を交付



●移住支援金

東京23区から移住し、対象求人就業した場合等に2人以上の世帯100万円、単身世帯60万円(18歳未満は1人につき100万円加算)を交付

2 令和5年度天草市一般会計補正予算(第10号)
**御所浦恐竜の島博物館オープン後の来島客増加を見込み
受入れ態勢を早急に整備**

御所浦地域振興事業

700万円

令和6年3月の御所浦恐竜の島博物館オープン後は、来島者が増加することが見込まれることから、その受入れ態勢を早急に整備する必要があるため、補正を行う。

問 おうちカフェ設置補助金について、設置希望者の募集や説明、研修はどうするのか。

答 これまで教育旅行の受入れで民泊事業をされていた人や食品衛生関係の人に設置を呼びかける予定である。設置協力事業者が増えれば研修の機会を設けたい。

問 この事業は地域からの要望か、行政側から地域へのお願いなのか。

答 博物館オープンに向けた地域住民との意見交換の際に、地域から出てきたものである。

●御所浦地域船載器具等設置補助金

市内航路事業者が船舶に自転車固定器具等を設置する経費の80%(上限100万円)を補助

●御所浦おうちカフェ設置事業補助金

観光客等の休憩場所や島民との交流場所を自宅等に整備する人が、イス・テーブル等を設置する経費の80%(上限20万円)を補助